

「現金・口座振替」でお支払いいただく 国民健康保険税の 支払い回数が変わります。



これまでの国民健康保険税の「現金・口座振替でのお支払い」は毎月の年12回で、4月と7月の年2回「納付書・口座振替のお知らせ」を送付していました。

平成21年度（平成21年4月）からは、お支払いが7月～翌年3月の年9回となり「納付書・口座振替のお知らせ」の送付は7月の年1回となります。



4月には
「納付書・口座振
替のお知らせ」は
発送しません。

※「年金からのお支払い」の人は、これまでと同様に各偶数月の年6回となります。4月支給分の年金から保険税が天引きされる人には、3月下旬にお知らせを送付しました。

平成20年度と平成21年度の国民健康保険税のお支払い方法

平成20年度

年12回	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現金でのお支払い	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
口座振替でのお支払い	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期

※「現金・口座振替」でのお支払いは毎月の年12回。

※「現金・口座振替」の「納付書・口座振替のお知らせ」の発送は4月・7月の年2回。

※4月～6月は計算の基礎となる所得が確定しないため、仮算定（暫定）として前年度の3ヵ月分をお支払いいただきました。

平成21年度

年9回	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現金でのお支払い				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
口座振替でのお支払い				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期

※「現金・口座振替」でのお支払いは7月～翌年3月の年9回。

※「現金・口座振替」の「納付書・口座振替のお知らせ」の発送は7月の年1回。

※4月～6月の間の仮算定（暫定）でのお支払いがなくなります。

※加入者の異動などにより、前年度以前の保険税額に変更が生じた場合は、4月～6月の間でも変更分の保険税をお支払いいただく場合があります。

お支払い回数を変更する理由

これまでのお支払い方法は、4月～6月の間は原則として前年度と同額をお支払いいただく方法であるため、所得の減少などにより前年度に比べて保険税額が大幅に減少する場合でも高い保険税額をお支払いいただかなければなりませんでした。そのため、4月～6月の間の仮算定(暫定)でのお支払いを廃止することにより、このような場合でも平均してお支払いいただけるように変更します。

〈前年度年税額48万円、本年度年税額10万円の例〉

平成20年度までのお支払い方法の場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
40,000	40,000	40,000	△20,000	0	0	0	0	0	0	0	0

4月～6月は前年度年税額の3ヵ月分として4万円ずつお支払いいただき、7月に確定した所得で再計算を行い、納めすぎとなった2万円をお返すこととなってしまい、高い負担となってしまいます。

(参考) 4月から6月の毎月のお支払い額の計算

48万円 [前年度年税額] ÷ 12ヵ月 × 3ヵ月分 = 12万円 [4月～6月の3ヵ月分]

12万円 [4月～6月の3ヵ月分] ÷ 3回 = 4万円 [毎月のお支払い額]

平成21年度からのお支払い方法の場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0	0	0	11,200	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100

4月～6月のお支払いはなく、7月に確定した所得で当初から計算を行い、7月から翌年3月の年9回で平均してお支払いいただけるようになります。

国民健康保険に加入する人は退職による人が多く、こうした実例が非常に多いため平成21年度からお支払い回数を年9回に変更しました。

1. お支払い回数が変わるもので、年間にお支払いいただく保険税の総額は変わりません。
2. 年間加入分の保険税を9回でお支払いいただくこととなるため、1ヵ月加入分の保険税額と1回のお支払い額は一致しません。
(参考) 保険税額はまず1年間加入分(年税額)を計算します。これを、12で割った額が1ヵ月加入分の保険税額となります。
(例) 1年間加入分(年税額)が9万円の場合 ↓ 9万円 ÷ 12ヵ月で1ヵ月加入分の保険税額は7,500円となりますが、お支払い額は年9回に割り振るため、9万円 ÷ 9回で1回のお支払い額は1万円となります。
3. 4月～6月の間に社会保険加入などで国民健康保険を離脱された場合は、4月



6月の間の加入期間分の保険税を7月以降に後払いでお支払いいただくこととなります。

▼問合せ先
役場財務課税務室
☎ 54・3111(内線138)

